

米国・カナダ編

④ 製品に含まれる有害物質の規制に関する製品系、化学物質関連

法律/政策の名称	州ごとに対象となる電子機器の RoHS 指令に相当するカリフォルニア州の電子機器リサイクル法	EU の RoHS 指令
現地語名称	Electronics Recycling Act	
公布/施行日等	カリフォルニア州議会が 2012 年 9 月 24 日に施行した	2006 年 7 月 1 日
カバー期間	2012 年 9 月 24 日施行	2006 年 7 月 1 日施行

バックグラウンド

■概要

米国における有害物質規制は、製品に含まれる特定の物質の含有量の制限が一般的で、規制対象物質の種類も広く乱物質が多いため、規制がたまたまたされることが多く、規制対象物質も向いていない。また、2012 年に難燃剤の安全性に対する規制が実施された。家具を対象とする難燃剤規制法を制定した。また、全米各地の飲料水を汚染していることが明らかになっている。そのほかの主な規制対象物質として、難燃剤系をはじめとする難燃剤、BPA、フタル酸エ

■製品系・化学物質系：電子機器のリサイクル法

製品含有規制は、EU の RoHS 指令に相当する法律は米国には存在しない。2012 年 9 月 1 日現在、25 州で制定されている廃電子機器リサイクル法の一部に関連する規制が盛り込まれているのみである。この「RoHS 規定」には 2 つのパターンがあり、ひとつは重金属に関して RoHS 指令の要件を遵守することを製造者に義務付けるパターン (カリフォルニア、ニュージャージー)、もうひとつは自社製品が RoHS

指令の要件を遵守しているかどうか、および欧州委員会からその要件の適用除外を承認されているかどうかを明らかにするよう製造者に要求する。グリーン（インディアナ、ミネソタ、ニューヨーク、ロードアイランド、ウィスコンシン）

米国の州で制定されている

州	条項
カリフォルニア	Health and Safety Code, Division 105, Article 10500, Section 105000. <a href="http://www.dir.ca.gov/f...&amp;title...&amp;article=">http://www.dir.ca.gov/f...&amp;title...&amp;article=</a>
インディアナ	<a href="http://www.legis.in.gov/legislative/laws/">http://www.legis.in.gov/legislative/laws/</a>
ミネソタ	<a href="http://www.revisor.mn.gov/statutes/cite.do?chapter=1312">http://www.revisor.mn.gov/statutes/cite.do?chapter=1312</a>
ニュージャージー	<a href="http://www.njleg.state.nj.us/nxt/gateway.dll?f=templates&amp;fn=defau...&amp;vid=Publish:10.1048/E">http://www.njleg.state.nj.us/nxt/gateway.dll?f=templates&amp;fn=defau...&amp;vid=Publish:10.1048/E</a>
ニューヨーク	<a href="https://www.nysenate.gov/legislation/laws/ENV/27-2605">https://www.nysenate.gov/legislation/laws/ENV/27-2605</a>
	<a href="http://webserver.rilin.state.ri.us/Statutes/TITLE23/23-24.10/23-24.10-9.HTM">http://webserver.rilin.state.ri.us/Statutes/TITLE23/23-24.10/23-24.10-9.HTM</a>
	17(3)(b) <a href="https://docs.legis.wisconsin.gov/statutes/statutes/287/II/17">https://docs.legis.wisconsin.gov/statutes/statutes/287/II/17</a>

■グリーンケミストリー

いっぽう、新たに「グリーンケミストリー」の概念を取り込んだ化学物質規制が静かに広がってきている。2008年にカリフォルニア州が制定した「グリーンケミストリー法」が原型で、化学物質ごと、あるいは製品ごとにそれらを規制する法律を定める代わりに、一定の基準に従って製品中の懸念される多数の化学物質を特定し、有害な物質を代替した物質の方がより有害だったという残念な事態を防ぐとともに、化学物質を使わない、あるいは確実に有害性の低い代替物質への切り替えを進めるというアプローチを軸

とする。2019年12月1日現在、「グリーンケミストリー」に分類される法律の制定が確認できている州には、カリフォルニア、コネチカット、オレゴン、バーモント、およびワシントンがある。対象製品はワシントン州の新法（後述）以外、子ども向け製品に限定される。

米国の州で制定されている「グリーンケミストリー」

州	法律名	対象製品	規制内容
カリフォルニア	法律： Health and Safety Code Division 201 Article 1 <a href="#">“Green Chemistry”</a> 実施 California Title 22	子ども向け製品	代替物質リスト作成、 鉛およびアスベスト 含有子ども向け製品 の販売禁止
コネチカット	公法第 9401- 号 <a href="#">High</a>	子ども向け製品	製品中の優先化学品 届出、当局の求めに 応じて代替策評価、 当局に製品販売禁止 権限あり
オレゴン	Revised Statutes, Volume 11, Chapter 431A.250-280	子ども向け製品	製造者への要件は特 になし
ワシントン	RCW 173.0010 <a href="#">High</a>	子ども向け製品	製品中の高優先懸念 化学物質届出、代替 策評価必要な場合あ

	<a href="#">“Toxic-Free Kids Act”</a>	り、特定の製品は6年以内に問題の化学物質を除去義務
バーモント	Vermont Statute Title 18, Chapter <a href="#">“Chemicals of Concern”</a> *12月 サイト	高懸念化学物質の製造・販売権
ワシントン	Revised Washington	高懸念化学物質の製造・販売
ワシントン		当局による製造・販売制限などの規制

## ■成分

ワシントン州で販売される幅広い洗浄製品の成分開示に関する[Cleaning Product Right to Know Act](#)（[Cleaning Product Right to Know Act](#)）は、家庭用や業務用のさまざまな洗浄製品に意図的に含まれる有害な化学物質（例えば、ホルムアルデヒドやパラホルムアルデヒド、ベンゼン、トルエン、フェノール、塩化ベンゼン、塩化メチレン、塩化エチレン、塩化ビニル、塩化酢酸、塩化エチレン、塩化ビニル、塩化酢酸、塩化エチレン、塩化ビニル、塩化酢酸）を、製品ラベルと自社のウェブサイトで開示することを求めるもので、2018年1月1日に発効し、実施されています。ワシントン州では2018年6月、州環境保全局（DEC）が「家庭用洗浄製品の成分開示プログラム・ポリシー（Program Policy on Household Cleaning Product Disclosure）」を最終決定した。このプログラムは、州内で販売されるさまざまな石鹸や洗剤類の製造者に対し、製品に含まれる成分に関して州環境保全局のウェブサイトで公表することを求めるものである（なお、このプログラムについては、次項「最近の主な動向」で最新の重要な変更について報告している）。

この2州の取り組みをきっかけに、他州のあいだで同様の成分開示規制を検討する動きが広がっている。

## 最近の主な動向

## ■カリフォルニア州の動向

### (1)「より安全な消費者向け製品」(SCP) 規則をめぐる動向

#### ●SCP 規則最初の暫定代替策分析報告書に「欠陥」通知

カリフォルニア州有害物質規制局 (DTSC) は、2017年7月1日、同州グリーンケミストリー法を実施する「より安全な消費者向け製品」(SCP) 規則を施行する。ハロゲン化溶剤工業連盟 (HSIA) が塩化メチレンを含む塗料・ニス製品を製造する中で同局に提出した暫定代替策分析 (AA) 報告書に対し、SCP 規則の適用結果として「欠陥通知」を発出した。塩化メチレンを含む塗料・ニス製品は、対象である「優先製品」リストに追加されて、2017年7月1日よりカリフォルニア州を組む、現在、SCP 規則にも適用される。参考リンク式:

<https://calsafer.dtsc.ca.gov/cms/>

#### 責任主体の選択

SCP 規則のもと、塩化メチレンを含む塗料・ニス製品の製造者の製品が優先製品であるという「優先製品」リストに追加された。カリフォルニア州の市場から撤退させたい製造者は、2017年7月1日に暫定 AA 報告書を提出し、同州内の当該製品の販売と流通の中止を希望した。これで同社は、これ以上 AA 報告書を提出する必要はない。

#### 暫定 AA 報告書

暫定 AA 報告書は、DTSC に提出する報告書である。提出された暫定 AA 報告書の結論は、以下の通りである。

- 代替製品は、塩化メチレンを含まない製品であることを示すことが困難であることを示している。
- 塩化メチレンを含まない製品は、塩化メチレンを含まない製品である可能性があるが、現在、それらの製品は市場から撤退できない、というようにも思われる。

DTSC は、報告書に指摘するとともに、修正版の提出期限を2017年7月1日に示した。報告書に指摘された欠陥の概要を以下に示す。

報告書に指摘された欠陥は規定されたもので該当するすべての情報を含むべきであるが、提出された暫定 AA 報告書は不完全である。

- 下記の通り、報告書に指摘された欠陥を指摘している。
- 暫定 AA 報告書は、塩化メチレンを含む塗料・ニス製品の製造者の記述のうえに構築されており、定量的情報が少ない。
- 暫定 AA 報告書に指摘された欠陥を要約している表、および提供された裏付け情報を用いて下した決定のあいまいなところが多い。

#### 修正版暫定 AA 報告書に対する適合審査

AAに取り組む4社のうち、3社は10月29日付けで、残る1社は11月1日付けで暫定AA報告書の修正版を提出した。DTSCはそれをレビューし、修正版の受領から30日以内に、適合通知、不承認通知、または審査中通知のいずれかを提出することになっている。

### ●未反応MDI含むSPFシステムの簡約版代替案の意見公募開始

DTSCは9月10日、SCP規則のもと、個人向け日焼け止め製品にメチルジイソシアネート(MDI)を含むスプレーポリウレタンフォームを含有する製品について、ある企業15社がおのおの作成した簡約版AA報告書を期日として意見公募を行った(関連情報: <https://www.dtsc.ca.gov/Package/Package/?rid=12744>)。未反応MDIは呼吸器刺激剤としてリストに追加されたが、米国化学工業協会(MCPI)は、規制の適用を遅延させるべく申し立てを行うなどしたため、規則の適用が延期された。DTSCの申し立てはDTSCに承認されず、規制の適用は延期された。

#### 簡約版AA報告書とは

SCP規則の実施責任を製造者に転嫁する製品について、第一段階において、利用可能であり、機能的に同等である代替策を特定できなかった場合、簡約版AA報告書を作成し、DTSCの審査を受ける必要がある。簡約版AA報告書の内容が含まれていないと見なされる。

- 第一段階の分析結果
- 通常第二段階の分析結果を要するファクター(化学物質の悪影響、毒性、環境影響、性能、経済的影響など)
- 検討し、規制を回避する合理的な理由
- 責任を製造者に転嫁する製品に関連してもたらされる規制された規制対応策の実施に関する情報

#### PFAS類を含むケア製品を提案

DTSCは、PFAS類を含むケア製品を「優先製品」候補として、カーペット・織物・革製品に使われるPFAS類を含むケア製品( <https://www.dtsc.ca.gov/Package/Package/?rid=12744> )。極めて安定した化学物質であるPFAS類はさまざまな用途に用いられているが、DTSCは以前、PFAS類を含むケア製品をヒトや生態系にとってのPFAS類への重要な曝露源と特定していた。主要な曝露経路は、これらの製品の使用中における吸入である。

#### 提案された消費者向け製品

カーペット、布・革張り家具、衣類、靴などの消費者向け製品となった織物や革(converted textiles and leathers)用のケア製品のうち、PFAS類を含み、かつ、ついた泥やシミを取







## (2) 子ども向け製品に含まれる有害化学物質規制する法案、州議会通過後の進展なし

有害化学物質を含む子ども向け製品の州内における規制する法案 (S. 501) が 4 月 30 日に NY 州議会を通過したが、州議会の記録で、知事はまだこの法案に対する判断を下していない。知事がこれを承認した場合、2023 年 1 月 1 日に発効する。

この法案の概要は以下のとおりである。

- 対象製品：ベビー製品、玩具、学用品など
- 特定の「危険化学物質」を含むそれらの製品を製造するメーカーは、試料測定時の定量限界値 (PCCL) を定期的に測定し、その結果を健康保護局に報告する。この報告を怠ると罰金に処罰される。
- 2023 年 1 月 1 日より、TECPP (トキシックエクスposure Control Program の以外)、アスベスト、および有機溶剤 (有機溶剤の製造、輸送、販売、または販売目的で提供) に関する規制が適用される。
- この法律の要件は、「工業製品」に適用される。家庭で使用される「物質」には適用されない。

## ■ワシントン州の動向

### (1) 新たな製品含有

- **エコロジー局、優先製品を特定する取り組みに着手**  
ワシントン州エコロジー局は、有害化学物質規制法の実施プログラムとして、「Safer Products」(より安全な製品) に着手するとともに、消費者が製品中の有害化学物質を特定するための専用の [ウェブサイト](#) を開設した。このウェブサイトは、2021 年 12 月に採択された「ワシントン州の汚染防止法」(法案番号：RCW 90A.02.010) に基づいて開発された。この法律のもと、エコロジー局は、保健局と協働して、消費者が避けるべき有害化学物質を含む優先消費者向け製品を特定する。また、必要に応じて製品中の優先化学物質を規制する。

### ●新たな優先製品候補が公表される

ワシントン州エコロジー局は、2022 年 10 月に発表した [文書](#) において、同州の新たな製品含有化学物質規制法の優先的に調査している化学物質と製品の組み合わせの一部を明らかにした。この文書は、最初の「優先化学物質」を PFAS 類、フタル酸エステル類、有機ハロゲン系などの難燃剤、フェノール化合物、および PCB 類と定めたうえで、それらの重要なソース (source) あるいは用途となっている「優先消費者向け製品」を 2020 年 6 月 1 日までに特定するようエコロジー局に義務付けている。より安全な代替策が実現

可能で利用可能な場合、エコロジー局は製品中の優先化学物質を制限または禁止することができる。同局が発表した化学物質と製品カテゴリーの一部は次のとおりである。

- カーペットおよびアフターマーケット・カーペット処理製品（aftermarket carpet treatment）に含まれる PFAS 類
- ビニル床シート（vinyl flooring）およびビニル床シート用接着剤、エステル類
- 洗濯用洗剤、感熱紙、缶のライニング、ポリオレフィン化合物
- 印刷用インクに含まれる PCB 類
- 電子機器、家具や子ども向け製品に使用される難燃剤

エコロジー局は、優先消費者向け製品に優先化学物質を制限または禁止する予定で、2023年の早い時期に公表する予定である。

## (2) ワシントン州、子ども向け製品

米ワシントン州エコロジー局（Washington State Department of Ecology、以下「エコロジー局」）は、環境ラウンド情報参照）にもとづく企業向けデータベースを構築し、代わりに Interstate Chemical Information System（ICIS）データベース、「高優先度化学物質データベース」を構築し、2023年1月の報告で複数の州の化学物質報告データベースの運用開始が予定されていたが、現在は承認できていない。ワシントン州はオレゴン州と同様に ICIS を利用する。バーモント州も、このデータベースを利用する。ワシントン州の子どもの安全製品法（Washington State Child Care Product Safety Act）がある。

### IC2

米ワシントン州エコロジー局は、Northeast Waste Management のデータベースを構築し、2023年1月末現在、州や都市の環境衛生問題に取り組む。HPCDS がどの州の化学物質報告プロジェクトにも利用されている。ワシントン州はこのシステムを利用する [ワシントン](#)、オレゴン州が挙げられている。

## 代替策評価プロジェクトの実施状況

エコロジー局は、パッケージに使われる有機フッ素化合物 PFAS 類に関する代替策評価プロジェクトについて、ペーパーラップとライナーに加え、バックとスリーブも第一候補として検討中であることを明らかにした。また、同局は 10 月 7 日、この AA ガイドにある化学物質の危険有害性、曝露、パフォーマンス、および費用と利用可能性の 4 つのモジュールを用いることを発表した（[関連ウェブサイト](#)参照）。



がリストから削除され、結果的にリストに掲載されている CHC の数は、前回更新時（2016年9月）の 1769 物質から 1747 物質に減少した。次回更新は 2022 年 7 月である。

ミネソタ州の「毒物フリー・キッズ法」は、当局が CHC のリストの作成や見直しなどを義務付けているが、製品の製造者による当局への報告や規制の実施などは規定していない。MDH は、この法律の実施を通して、特に乳幼児への影響を受けやすい層の人々の健康に害を与えることを防止することを目的として、特定し伝えることに取り組んでいる、と述べている。

### (3) メイン州、PFOS 含む子ども向け製品

メイン州環境保護局 (DEP) は 10 月 1 日より「PFOS 削減法」に基づき、この法律のもと、有機フッ素化合物の特定の製品を規制する。規制の対象となる優先化学物質に指定するプロセスは、2018 年 10 月に意見公募を行った。DEP は同年 4 月にこのプロセスを開始したが、その後同局が得た新たな情報は、規制の範囲を狭くした。

修正規則案は、この規則は、家庭用品、商業施設、学校などの屋内での使用または貯蔵にのみ適用されるもので、12 歳未満の子どもが使用または貯蔵されるものと定めている。報告対象製品は、PFOS を含むものの製造者または流通者による報告を必要とする。記述 (PFOS を含むコンポーネント) は、製品に PFOS が含まれる PFOS の量、製品において PFOS が含まれる製品の販売または流通ユニット数など、報告義務を課しない。

修正された規則案は、2022 年 10 月 1 日より施行される。規則策定に関するウェブページで「Perfluorinated Chemicals」の「Draft Rule Chapter」をダウンロードできる。<https://www.maine.gov/dep/water/chemicals/>

### 行政命令に署名

2022 年 10 月 22 日に PFAS 問題に対処するための「ペルフルオロアルキル化合物 (PFAS) による公衆衛生リスクおよび PFAS 汚染の軽減」に関する行政命令 #40 に署名した。この行政命令は州天然資源局 (DNR) に対し、PFAS 汚染の軽減のための追加的な措置を取ることを命じるもので、DNR は公衆衛生局および農業、森林、野生動物保護局の協力のもと、PFAS 類が州の公衆衛生や天然資源にもたらすリスクの情報を提供する公開情報ウェブサイトの開設、PFAS 汚染から公衆衛生や環境を保護するための規制基準の作成、他州の行政機関との連携による PFAS





どのビジネスや銀行取引を記録するために、BPA を含む感熱紙を流通させたり使用したりしてはならない。同法は 8 月 23 日（月）のぼって発効した。

### (7) ニューハンプシャー州、難燃性材料の規制へ

ニューハンプシャー州で 9 月 1 日より、難燃性材料を含む布・革張り家具の輸入や製造を禁じる法律（法案 2019-001）が発効した。同法のもと、いかなる者も、フッ素系（ハロゲン系、リン系、窒素系、ナノ粒子系）の難燃性材料を 0.1% を超えて含む布・革張り家具を製造し、同州に配送する、または販売目的で製造する、または同州において販売目的で流通している布・革張り家具の製造書類を提供するよう要求する権限を与える。

### 今後の展望

- グリーン化学物質の規制強化  
2020 年 7 月 1 日より、カリフォルニア州議会は、有害化学物質の規制強化を行う。それまでに、有害化学物質を製造する企業に対して、知事が何等かの判断を下すと見られる。

カリフォルニア州の規制法のもと、最初の「優先消費者向け製品」の規制は 2020 年 1 月 1 日開始である。

カリフォルニア州の規制法における PFAS 類に関する AA プロジェクトにおける調査結果を議会に報告する計画である。

カリフォルニア州の規制法の運用開始日を以下に示す。

カリフォルニア州の規制法の SDS を製造者のウェブサイトに掲載	2020 年 7 月 1 日
カリフォルニア州の規制法の改正条項の発効	2021 年 7 月 1 日
カリフォルニア州の規制法の優先消費者向け製品等に含まれる有機ハロゲン化合物の規制	2020 年 1 月 1 日
カリフォルニア州の規制法として VOC を含む特定の消費者向け製品の製造禁止	2020 年 5 月 1 日
カリフォルニア州の規制法として BPA を含む感熱紙のレシート等への使用禁止	2020 年 1 月 1 日

### EnviX 展望と見解

本稿の報告対象である 2019 年 5 月から 11 月にかけて、全米のさまざまな州で製品中の化学物質を規制する動きが相次いだ。最も目についた規制対象物質は世界的に規制強化の

動きが加速化している PFAS 類だが、有機ハロゲン系を中心とする難燃剤を規制する動きも依然として活発である。規制対象製品としては、子ども向け製品や布・革張り家具、食品パッケージなどが多く、人々が長時間、直接触れることが多かったり、体内に取り込まれる可能性があったりする物質や製品への取り組みが優先的に行われていることがうかがえる。

そうした「規制対象」とは別に、今回特徴的だったのは、個別の化学物質と製品の組み合わせ（PFAS 類を含む食品パッケージなど）を特定して規制する、昔ながらの規制が多かったことである。個別の化学物質と製品の組み合わせによる規制は、「組み合わせの数だけ法律が増える」として、一時はグリーンケミストリー法のような、包括的な規制のしくみを整える法規に取って代わられると見られていた。しかし、最近の報道いわく、包括的なグリーンケミストリー法タイプの法規は対象が広すぎて、かえって支持を得ることが難しいという。その点、個別の規制は規制対象が限定されるため支持を得やすく、規制の費用も抑えられる。連邦の有害物質規制法（TSCA）が改正されても、州の化学物質規制に対する積極的な取組は健在である。加えて個別の規制が「復活」を果たせば、今後も州レベルで成立する製品含有化学物質規制の数は増え続けることになるだろう。

## | その他関連動向

カリフォルニア州の主要な有害物質規制法である安全飲料水・有害物質取締法（プロポジション 65）については、本号米国・カナダ編「プロポジション 65」を参照されたい。

【2019.12.04 yb】